

令和5年3月23日
こども未来局子育て支援部運営支援課長

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の
利用者負担額の減免措置について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症により、保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額（保育料）につきましては、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、感染拡大初期段階における感染拡大を防ぐため、特例的に保育料の日割り減額措置を行ってきたところですが、この度、内閣府等から通知が発出され、保育料の日割り減免の特例措置については、令和5年3月末で廃止することとなりましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の保育所内での感染拡大防止のため、登園自粛要請への対応など、長期間にわたり多大なるご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

これまでの、利用者負担額（保育料）の日割減免についてご不明な点がございましたら、お手数をおかけしますが現在ご利用中の施設にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※なお、減免対象期間は、自宅待機要請が出た期間及び濃厚接触者の疑いがある児童として、施設より登園自粛要請を行った期間等となります。そのため、新型コロナウイルス感染症に係る欠席日数全てが減額対象とならない場合もございますので、予めご了承ください。

【連絡先】

福岡市こども未来局運営支援課
電話：711-4245